

議案第10号

木津川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部改正について

木津川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成
24年木津川市条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「木津川市道の構造の基準に関する条例（令和7年木津川市条例第41号）」を令
和7年12月23日に施行したことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

木津川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成
24年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（有効幅員）</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、<u>木津川市道の構造の基準に関する条例施行規則（令和7年木津川市規則第33号。以下「道路構造条例施行規則」という。）</u>第11条第1項に規定する幅員の値以上とする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>道路構造条例施行規則第10条第1項</u>に規定する幅員の値以上とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（エレベーター）</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90セ</p>	<p>（有効幅員）</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、<u>木津川市道の構造の基準に関する条例（平成24年木津川市条例第43号。以下「道路構造条例」という。）</u>第12条第3項に規定する幅員の値以上とする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>道路構造条例第11条第2項</u>に規定する幅員の値以上とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（エレベーター）</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90セ</p>

ンチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。

ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

(5) ～ (7) (略)

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) ～ (14) (略)

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) ～ (11) (略)

ンチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けること。

ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

(5) ～ (7) (略)

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けること。

(9) ～ (14) (略)

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) ～ (11) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。